

令和５年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：毛呂山町

1 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	87.0%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	110.8%
全職員	66.1%

2 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

※地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	98.1%
本庁課長補佐相当職	98.9%
本庁係長相当職	99.2%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	109.5%
31～35年	82.6%
26～30年	100.1%
21～25年	97.4%
16～20年	88.0%
11～15年	85.2%
6～10年	90.1%
1～5年	78.7%

【説明欄】

- ・ 1 任期の定めのない常勤職員以外の職員には、短期間任用の会計年度任用職員を含めない。
- ・ 2 (1) 役職段階別の、本庁部局長・次長相当職区分は該当者なし
- ・ 2 (2) 勤続年数別の勤続年数1～5年には、埼玉県教育委員会から派遣された職員を含む。

※勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。